

《会計・税務の知識》 贈与税の配偶者控除

平成 24 年度税制改正大綱によれば、相続税の増税に関する改正見送りの方向となりました。ただし、相続税の改正については、消費税の議論を含む税制抜本改革に含め検討することになっており、年内に素案がとりまとめられる予定です。今回は、「相続税がかかる前に生前贈与を」ということで、今回は贈与の特例である贈与税の配偶者控除についてご説明します。

1. 制度の概要

婚姻期間が 20 年以上の夫婦の間で自宅や、自宅を買うための資金を贈与する場合、2,000 万円までは贈与税の配偶者控除として、贈与された財産から控除することができる制度です。

原則的には、たとえ夫婦間であったとしても、贈与する場合には贈与税はかかることとなりますが、夫婦間の贈与は、同一世代間の贈与であることや、自宅は夫婦が共に築いてきた共有の財産であること、配偶者の老後の生活保障の意図で行われることから、このような特典が設けられました。

この制度を用いれば、暦年贈与の基礎控除額 110 万円と合わせて最高 2,110 万円までは、贈与税は課されずに贈与することができます。

2. 適用要件

贈与税の配偶者控除の適用を受けるためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

①	夫婦の婚姻期間が 20 年を過ぎた後に贈与が行われること
②	配偶者から贈与された財産が、自分が住むための居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること
③	贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに、贈与により取得した国内の居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること

3. 具体的な検討

①婚姻期間が 20 年を過ぎた後に贈与が行われること

20 年以上であるかどうかは、婚姻期間（戸籍に入っている期間）で判断します。つまり婚姻届が提出されていなければ婚姻期間はないことになりますので、内縁関係では認められません。

なお、婚姻期間に 1 年未満の端数がある場合には、そ

の端数は切り捨てられてしまいます。

②居住用不動産の範囲

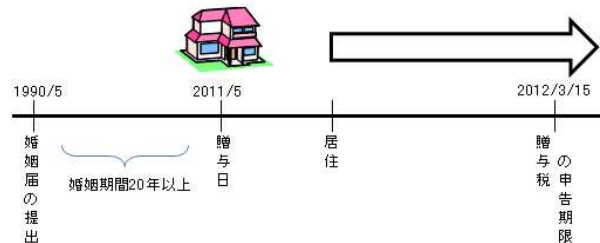
居住用不動産は、贈与を受けた配偶者が居住するための国内の家屋又はその家屋の敷地です。居住用家屋の敷地には借地権も含まれます。

なお、居住用家屋とその敷地は一括して贈与を受ける必要はありません。したがって、居住用家屋のみあるいは居住用家屋の敷地のみ贈与を受けた場合も配偶者控除を適用できます。

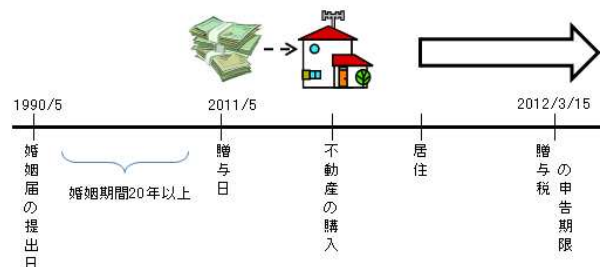
③翌年 3 月 15 日までに居住していること

居住用不動産またはその取得資金の贈与を受けた場合、翌年の 3 月 15 日までに居住しており、さらにその後も引き続き住む見込みであることが必要となります。2011 年中に居住用不動産の贈与を受けた場合、取得資金の贈与を受けた場合のスケジュールは以下のとおりとなっています。

【不動産の贈与を受けた場合】



【金銭の贈与を受けた場合】



4.

まとめ

贈与税の配偶者控除の制度は、同じ配偶者の間では一生に一度しか適用を受けることができませんので、時期を見計らって一番効果的なタイミングでご活用ください。また、この制度を適用するためには、贈与税の申告が必要となりますので、ご検討されている方は税理士にご相談ください。
(担当:塚越)